

Title	著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州連合の学説についての一考察
Sub Title	A study of the European Union's theories on international jurisdiction in copyright infringement cases
Author	儲, 安然(Chu, Anran)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2022
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.135, (2022. 12) ,p.77- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20221215-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する 欧州連合の学説についての一考察

儲 安 然

- 一 はじめに
- 二 著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州の学説
 - (一) 欧州連合司法裁判所の立場
 - (二) 学説の状況
- 三 検討
 - (一) 法廷地保護要件
 - (二) *Ber* 規則
 - (三) 損害発生可能性基準・アクセス可能性基準およびモザイク理論
 - (四) ターゲット理論
 - (五) 利益の中心理論
 - (六) 複合的アプローチ
- 四 結語および今後の課題

一 はじめに

本稿は、国際私法の視点から、EU法上の著作権侵害の国際裁判管轄規定について考察するものである。主な検討の対象となるのは、「民事および商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認および執行に関する欧州議会および理事会規則（EU）1215/2012」（以下「ブリュッセルIa規則」という）である。ブリュッセルIa規則の第七条二号「不法行為地管轄」は、第四条「被告の住所地による管轄」の一般管轄規定に対する特別管轄規定として位置付けられる不法行為地管轄規定であり、著作権侵害の国際裁判管轄も同号の適用範囲内にある。この規定は、「不法行為若しくは不法行為に相当する行為又はそうした行為に基づく請求権が手続の対象であるときは」、構成国の主権領域に住所を有する者に対し、「損害が生じ、又は生ずるおそれのある地の裁判所」に訴えを提起することができる¹と定めている。

ブリュッセルIa規則はEUの各構成国の裁判所によつて適用されるが、その効力および解釈につき問題が生じた場合には、各構成国は先決裁定手続（preliminary rulings）を通じて、当該問題を欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union: CJEU; 以下「CJEU」という）に付託することができる。そのため、CJEUは、数多くの先決裁定における回答により、ブリュッセルIa規則に関する解釈についての判例法を確立してきたといえる。著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEUの先決裁定としては、二〇一三年の *Pinckney* 事件裁定²、二〇一四年の *Hi Hotel* 事件裁定³ および二〇一五年 *Paz Hıyıklık* 事件裁定³ 等がある。これらの裁定により、著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEUの判断基準が確立されたといえるが、EUの学説上は、それらの判断基準について批判する見解が数多く存在する。

以上で述べた通り、EUにおける著作権侵害事件の国際裁判管轄については、既に多くの判例および学説の蓄積が

あるため、本稿ではまず著作権侵害事件の国際裁判管轄に関するCJEUによる先決裁定について簡潔に触れた上で、詳細な学説の紹介および分析を行う。ブリュッセルIa規則第七条二号に関するCJEUの先決裁定について紹介した文献は既に日本で数多く存在し⁴⁾、インターネット上の不法行為（とりわけ、人格権侵害の場合）の国際裁判管轄について検討した論考の中で *Pinckney* 事件裁定および *Pez Hejduk* 事件裁定に言及しているものがある。

また、本稿でとり挙げる三つの先決裁定に関する日本の論考の多くは、著作権侵害ではなく、インターネット上の不法行為という視座から先決裁定を紹介したものであるか、あるいは、先決裁定の簡単な紹介をするにとどまるものである。また、先決裁定を踏まえた学説の紹介および分析を行うものはあまり見当たらない。本稿では、著作権侵害に関する三つの先決裁定におけるCJEUの立場を念頭に置きながら、とりわけ、学説の状況を詳細に考察した上で、ブリュッセルIa規則第七条二号をめぐる解釈論について検討する。なお、紙幅の関係で、日本法への示唆については本稿の続編に委ねる。

以下では、まず、第二章で著作権侵害に関するCJEUの判例について概観した上で、EUにおける学説の状況について紹介する。次に、第三章では学説上の議論について分析・検討を行う。最後に本稿で検討したことを簡潔にまとめ、ブリュッセルIa規則第七条二号に関する解釈論を提示した上で、今後の課題について言及することとしたい。

なお、本稿では、ブリュッセルIa規則第七条二号と改正前のブリュッセルI規則第五条三号を適宜引用している。

二〇一五年一月一〇日に発効したブリュッセルIa規則第七条二号は、改正前のブリュッセルI規則第五条三号から内容上変更されておらず、条文番号だけが変更されていることを付言しておきたい。

二 著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州の学説

(一) 欧州連合司法裁判所の立場

著作権侵害事件の国際裁判管轄について、C J E U は *Pinckney* 事件において、ブリュッセルI規則第五条三号の解釈をめぐり、具体的な判断基準（以下「*Pinckney* 規則」という）を確立しており、その後の *Hi Hotel* 事件および *Pez Hejduk* 事件においてもその判例基準を採用している。C J E U が具体的な判断基準を示す前に、この問題について欧州の学説上は既に多くの議論が蓄積されていたが、C J E U による立場の明確化により、学説上も新たな展開が見られる。それゆえ、以下ではまず前述した三つの先決裁定について概観する。

Pinckney 事件において、フランスに住所を有する原告 *Pinckney* は、オーストリアで設立された会社である被告 *Mediatech* がオーストリアにおいてコンパクトディスク（以下「CD」という）を制作することにより著作権者である *Pinckney* の著作物を複製したこと、そして、イギリスで設立されたマーケティング会社である *Crusoe or Elegy* がフランスからアクセス可能な各種のウェブサイトを通じて、右CDを販売していたことについて、フランスの裁判所に著作権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。C J E U は、まず、ブリュッセルI規則第五条三号の「損害を与える事実が生じた地」の概念は結果発生地と加害行為地の両方を含むという、*Bier* 事件裁定で確立された解釈⁽⁵⁾（以下、この解釈を「*Bier* 規則」という）を支持する立場を明らかにした。⁽⁶⁾ *Pinckney* 事件では、ブリュッセルI規則第五条三号の下、加害行為地はフランス国内にはないため、C J E U は結果発生地の解釈に焦点を絞った。⁽⁷⁾ 結果発生地の解釈について、C J E U は、第一段階として、「著作権は、国内商標権と同様に属地主義の原則が適用されるものの⁽⁸⁾、著作権はEU指令2001/29⁽⁹⁾（以下「EU情報社会指令」という）の効果により、すべての構成国で自動的に保護されるため、

どの構成国でもその実質法に従い、それぞれの著作権が侵害される可能性がある」ことを確認した（以下では、このように、申し立てられた侵害が法廷地の保護を受けているか否かに関する判断基準を「法廷地保護要件」という。なお、EUの学説上、しばしばこれは「保護地基準 (locus protectionis criterion)」と呼ばれている⁽¹⁰⁾）。第二段階として、CJEUは、「受訴裁判所所在国が侵害された著作権に保護を与えており、かつ、当該構成国で損害が生じる可能性がある場合において、同裁判所は当該事件に対する管轄権を有する（以下「損害発生可能性基準」という）」ことを示した⁽¹¹⁾。損害が生じる可能性について、CJEUは、それを「受訴裁判所所在国からアクセス可能であるインターネットサイトから、侵害された著作物の複製物を取得できるか否かによって判断されるべきである（以下「アクセス可能性基準」という）」とした⁽¹²⁾。第三段階として、CJEUは、「ブリュッセルI規則第五条三号及び属地主義の原則によれば、他の構成国の裁判所は、それぞれの構成国において生じた損害を判断する権限を有し、当該構成国によって保護される著作権が侵害されたかどうかを確認するのに最も適した立場にあり、また、生じた損害の性質を判断するのに最も適した立場にあるため、仮に受訴裁判所が他の構成国において生じた損害についても管轄権を有するとすれば、同裁判所がこれらの国の裁判所に代わるものとなってしまふ」と説明した⁽¹³⁾。

続いて、*Hi Hotel* 事件においては、ドイツの写真家である原告 *Spoering* は、被告 *Hi Hotel* が、原告が撮影したフランスの *Hi Hotel HCF* の内部写真（以下「本件写真」という）を第三者に譲渡したことにより、ドイツの本屋で販売されている「Imenarchitekturweltweit」という本（その出版社はドイツで設立された *Phaidon-Verlag* である）に本件写真が掲載されることになったため、自分の著作権を侵害していると主張して、ドイツの裁判所に著作権侵害行為に基づく差止請求および損害賠償請求訴訟を提起した。同事件において、CJEUは、「*Pinckney* 規則」と同様の判断基準を採用した。

また、*Pez Hejdruk* 事件においては、オーストリアに居住しているプロの写真家である *Hejdruk* は、彼女が撮影した

特定の建物の写真がドイツの EnergieAgentur 社のウェブサイトで表示およびダウンロードできることに気付き、EnergieAgentur 社を相手取り、オーストリアの裁判所に、著作権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。同事件においても、CJEUは、「Pinckney 規則」と同様の判断基準を採用した。

前述した三つの先決裁定の状況からは、CJEUが、著作権侵害事件における「Pinckney 規則」の適用を定式化しようとする姿勢が見られる。しかしながら、「Pinckney 規則」はインターネットを通じて有体物を販売する類型の事案において確立されたものであるが、*Pez Hejduk* 事件のようなインターネット上の無体物を頒布する類型の事案や *Hi Hotel* 事件のようなインターネットを介さない著作権侵害類型の事案においてもそのまま適用されているという点に注意に値する。学説上は、「Pinckney 規則」の①「法廷地保護要件」、②「Bier 規則」、③「損害発生可能性基準・アクセス可能性基準」および④「モザイク理論」をめぐっては、既に議論の蓄積がある一方で、著作権侵害事件の国際裁判管轄権について判断する際に適用されうる⑤「ターゲット理論」、⑥「利益の中心理論」などの理論も幾つか存在する。また、これらの理論を併用し、著作権侵害事件の国際裁判管轄権について判断する⑦複合的アプローチも提唱されている。本章では、これらの理論をめぐる学説上の議論について紹介し、それらの理論相互間の関係についても明らかにすることとしたい。

(二) 学説の状況

1 法廷地保護要件

法廷地保護要件とは、侵害された権利が法廷地国の保護を受けるか否かを判断し、これを国際裁判管轄の有無を判断する前提となる要件として位置付ける立場である。CJEUが法廷地保護要件を採用した事件としては、著作権侵害¹⁴ についての上記の諸事件、人格権侵害に関する *eDate* 事件¹⁴、商標権侵害に関する *Wintersteiger* 事件¹⁵、不正競争

為に関する *Concurrence* 事件⁽¹⁶⁾ および選択的流通ネットワーク外での転売に関する *Concurrence* 事件⁽¹⁷⁾ がある。この立場については、学説上は以下のような議論が存在する。

第一に、著作権侵害の国際裁判管轄について判断する際に法廷地保護要件を適用すべきか否かについては、学説上対立が存在する。肯定説は、著作権の属地主義の原則を根拠に、ブリュッセル Ia 規則第七条二号にいう「損害を与える事実が生じた地もしくは生じる可能性のある地 (the place where the harmful event occurred or may occur)」(すなわち、「不法行為地」) は、当該著作権を保護する地 (以下、「保護地」という) と解すべきであると主張する⁽¹⁸⁾。その主たる理由は、属地主義の原則の下では、ブリュッセル Ia 規則第七条二号の解釈としての *Bis* 規則が著作権侵害の場合には適していないことにある。すなわち、著作権侵害の場合には、「加害行為地」と「結果発生地」はそれぞれ別の地にあるのではなく、常に保護地にあることで一致していると解されている。他方で、否定説は、著作権の属地主義の原則は、準拠法選択、外国判決の承認執行⁽¹⁹⁾ や著作権侵害に関する責任の問題⁽²⁰⁾ などには関係しているが、国際裁判管轄に関する判断には影響を及ぼしえないと主張する。その理由として、ブリュッセル Ia 規則第四条は被告の住所地管轄について定めているが、同条は法廷地保護要件の適用を前提としていないこと⁽²¹⁾、法廷地保護要件は、裁判所と当該事実との密接な関連性を保証できないことが挙げられる。また、C J E U の判例によれば「結果発生地」は「原因となる事実によって被害者に直接的な悪影響を与えた地」⁽²²⁾ を意味するため、法廷地保護要件では、ブリュッセル Ia 規則第七条二号にいう「結果発生地」を構成する要素としては意味がないとする見解もある⁽²⁴⁾。さらに、「加害行為地」は法廷地保護要件を前提とする必要がないとの見解もある⁽²⁵⁾。その理由は、C J E U が *Wintersberger* 事件⁽²⁶⁾ において、商標権侵害の場合の「加害行為地」については、法廷地保護要件を採用しなかったことにある⁽²⁶⁾。

第二に、法廷地保護要件の中身についても学説上は以下のような議論がある⁽²⁷⁾。 *Pinckney* 規則においては、著作権は、特に E U 情報社会指令に従い、すべての構成国で自動的に保護されなければならないことにより、各構成国の実質法

に従い、それぞれの著作権が侵害される可能性があるとされている。しかし、EU指令(Directive)は、EU規則(Regulation)と異なり、当該指令を直接に適用するのではなく、その適用については、各構成国の国内法に委ねられている。⁽²⁸⁾ この意味で、EUには著作権侵害に関して直接適用可能な規則(Regulation)が存在しないため、理論的にはEU情報社会指令により著作権が各構成国で自動的に保護されることはないと考えられる。また、EU情報社会指令は、著作権に関する実質法の調和を目的としているものの、各構成国の著作権法には依然として大きな差異が存在している状況については、既に多くの学者が指摘しているところである。⁽²⁹⁾ 同指令は、著作物の利用権および著作権の制限を対象としており、必ずしも著作権法における全ての分野をカバーしているとは限らない。⁽³⁰⁾ 例えば、同指令は、著作者や著作者人格権については規定しておらず、⁽³¹⁾ 保護を受ける著作物の種類を直接に例示する条文もなく、いかなる種類の著作物が同指令の適用範囲内に入るかについては自明なことではない。⁽³²⁾ その意味では、ある種の著作物(例えば、香水)が必ずしも全ての構成国において保護を受けているとは限らない。⁽³³⁾ さらに、著作物の創作性に関する解釈についても各構成国の裁判所に委ねられているため、⁽³⁴⁾ 国ごとに異なる解釈がなされるのは十分に考えられることである。⁽³⁴⁾ *Hi Hotel*事件において、CJEUは、侵害された著作権がEU情報社会指令に従いドイツによる保護を受けていることを確認したが、ドイツの判例法によれば、⁽³⁵⁾ 本件著作物は「写真(Lichtbilder)」として著作隣接権の範囲内で保護されるべきであり、EU情報社会指令の保護を受けているとはいえないという指摘がある。⁽³⁶⁾ こうした状況を踏まえ、実質法レベルにおける著作権が統一されない限り、法廷地保護要件に基づき国際裁判管轄について判断するのは、複数の裁判所による管轄権の競合をもたらし、被告による予測可能性を害する恐れがある一方、適切な司法運営の実現にも適しないという批判がある。⁽³⁷⁾ また、この点について、EU情報社会指令よりも、ベルヌ条約を法廷地保護要件の根拠とした方が、より適切であるとする見解もある。⁽³⁸⁾

2 Bier 規則

Bier 規則は、ブリュッセル I 規則第五条三号（同ブリュッセル Ia 規則第七条二号）にいう「損害を与える事実が生じた地」の概念について、結果発生地と加害行為地の双方を含むと解釈する立場である⁽³⁹⁾。

著作権の属地主義の原則を根拠に、多くの学者は、著作権侵害の国際裁判管轄について、Bier 規則を適用することに反対している⁽⁴⁰⁾。すなわち、著作権侵害の場合には、「損害を与える事実が生じた地」を加害行為地と結果発生地とに区別する必要がないということである。より具体的に言えば、著作権侵害行為自体は隔地的な性質を有しないが、著作権侵害に関わる活動は複数の国で行われることが可能である⁽⁴¹⁾。著作権侵害に関わる活動が複数の国で行われる場合には、それぞれの国で個別の著作権侵害が発生し⁽⁴²⁾、その国の著作権法により、国ごとに異なる著作権侵害行為を構成する可能性がある⁽⁴³⁾。例えば、行為者が著作権を侵害するコンテンツをインターネット上にアップロードした場合（著作権侵害に関わる活動）には、複数の国で同時にそれを公衆に頒布する行為を構成している⁽⁴⁴⁾。このような場合には、「侵害が生じた地（the place of infringement）」は、「加害行為地」および「結果発生地」と比べ、より妥当な要素であるとされる⁽⁴⁵⁾。

また、主張された著作権の種類によって個別に判断すべきであるという見解もある。例えば、複製権が問題となる場合においては、複製行為そのものは隔地的に行われる性質がないため、「加害行為地」と「結果発生地」が常に一致していると想定される⁽⁴⁶⁾。他方で、頒布権・公衆送信権侵害の場合には、侵害行為が容易に隔地的に行われるため、損害の原因事実の発生地と損害の発生地が一致しない場面は多いことが想定される⁽⁴⁷⁾。

3 損害発生可能性基準・アクセス可能性基準

損害発生可能性基準は、*Henkel* 事件裁定⁽⁴⁸⁾において明確化された。同裁定によれば、訴訟の主たる目的は損害の防

止にあるため、実質的な損害が発生してから訴訟を提起することが可能となるのは妥当でないと考え、特別管轄規定であるブリュッセルIa規則第七条二号は、法廷地において実質的な損害が生じたことを唯一の基準としているのではなく、損害が生じる恐れのある場合をも含むと解すべきであるとされた⁽⁴⁹⁾。他方で、アクセス可能性基準は、インターネットを介した不法行為の場合に損害発生可能性について判断する方法として、*eDate* 事件裁定によって、モザイク理論と組み合わせられて確立された基準である⁽⁵⁰⁾。

CJEUが著作権侵害事案において採用している損害発生可能性基準およびアクセス可能性基準をめぐっては、ブリュッセルIa規則第七条二号の趣旨との関係で、予測可能性、紛争と裁判所との関連性および利益衡量の観点から、学説上多くの議論がある。

第一に、損害発生可能性基準およびアクセス可能性基準は、被告の側の予測可能性を確保できないとの批判がある⁽⁵¹⁾。それは、グローバル化とインターネットの発展により、著作権侵害が問題となる物またはコンテンツは各国に容易に伝播するため、損害発生可能性基準およびアクセス可能性基準を採用することにより、被告はいずれの構成国においても訴えられる可能性があることになり、被告にとっていずれの国で訴えられるかを予測することは常に困難であるからである⁽⁵²⁾。また、CJEUは、*Pinkney* 事件と *Hi Hotel* 事件において、第三者の行為によって生じた損害を基に管轄権について判断したものの、第三者の行為と被告との関係性を具体的に検討することはしなかった。このような立場を採ることは、被告の予測可能性を害することになるという指摘がある⁽⁵³⁾。

第二に、損害発生可能性基準およびアクセス可能性基準は、紛争と裁判所との関連性を確保できていない。例えば、日本に居住する日本人の作曲家Xが、EUに居住するYによって自分の曲がインターネット上にアップロードされたことを知った場合には、各構成国で生じた損害について全ての構成国における裁判所に訴えを提起することが可能である。しかし、アクセス可能性基準に基づき、被告の住所地国以外の別の構成国の裁判所に管轄権が認められた場合

には、同裁判所は当該紛争との関係が極めて希薄である可能性がある⁽⁵⁴⁾。すなわち、当該紛争と同裁判所との関連性は、単にそこで著作権侵害に関するウェブサイトにアクセスできることのみであるため、同裁判所は当該紛争を審理する最適な裁判所であるとは評価し得ない⁽⁵⁵⁾。また、アクセス可能性基準のみによつて管轄権を肯定するとすれば、実際には法廷地国で損害が生じていないにもかかわらず、「中身の無い管轄権 (empty jurisdiction)」を認めることになり、ひいては、過剰管轄をもたらす可能性が高まる⁽⁵⁶⁾。

第三に、当事者間の利益衡量という観点からすれば、損害発生可能性基準およびアクセス可能性基準では、原告と被告の間の手続的利益のバランスがとれていない⁽⁵⁹⁾。確かに、同基準によれば、著作権者は複数の構成国で訴訟を起こすことができるが、多くの場合に被告はそれを予測することが困難である⁽⁶⁰⁾。また、著作権者が複数の国で著作権を有する場合には、著作権侵害に基づく全ての損害賠償を請求するためには、それぞれの国で訴訟を起こさざるを得ないため、著作権者に手続的に過大な負担を課していることになる⁽⁶¹⁾。

4 モザイク理論

モザイク理論は、*Shevill* 事件において確立されたものである。同理論は、*Bier* 規則を前提としつつ、「結果発生地」である構成国の裁判所は、その地で発生した損害の請求についてののみ審理することができるが、「加害行為地」である構成国の裁判所は、損害全体について審理することができるとする。*Shevill* 事件において、C J E U は、モザイク理論を採用する理由として、①ブリュッセル I 規則第五条三号の根拠である適切な司法運営の観点からすると、結果発生地の裁判所はその国で生じたとされる名誉毀損について判断し損害賠償の範囲を決めるのに最適であること⁽⁶²⁾、および②同一事件が複数の国の裁判所で審理されることから生ずる不利益については、被害者は被告の住所地または出版社の業務地で全請求を求めることができること⁽⁶³⁾、を挙げている。また、フォーラム・ショッピングの防止の観点

を受訴裁判所の審理範囲を制限する根拠とする見解もある⁽⁶⁴⁾。

C J E U は、*Shevill* 事件においてモザイク理論を確立した後、同理論を *eDate* 事件および *Wintersberger* 事件にも適用した。学説上は、それを支持する見解がある一方で、ドイツでは特に「裁判籍の細分化 (*Gerrichtstandsersphärierung*) の問題」を根拠に、同理論は強く批判されてきた⁽⁶⁵⁾。その後、C J E U は、国際的な著作権侵害に関する *Pinkney* 事件、*Hi Hotel* 事件および *Pez Hejdak* 事件において、モザイク理論を著作権侵害の場合にも適用した。C J E U は、その根拠として、著作権の属地主義の原則についても言及している⁽⁶⁶⁾。

しかし、モザイク理論の前提となる *Bier* 規則は必ずしも国際的な著作権侵害の場合に適用しているとは限らない。また、*Pez Hejdak* 事件のように、インターネットを介して著作物のコンテンツを頒布することにより著作権侵害が生じる場合には、裁判所がそこで生じた損害を如何に定量化し評価するの点について疑問がある⁽⁶⁷⁾。この点について、法務官 Cruz Villalon は、この種の著作権侵害を「生じた場所を特定することが極めて困難である損害」と定義し⁽⁶⁸⁾、こうした損害について、*Pinkney* 事件とは区別する必要がある、「結果発生地」という基準により管轄権を判断すべきでない⁽⁶⁹⁾と主張した。さらに、このような場合において、アクセス可能性基準およびモザイク理論の適用は、訴訟の断片化 (*Fragmentation of litigation*) をもたらす可能性があるとの批判がある⁽⁷⁰⁾。適切な司法運営の観点から、訴訟の断片化によって、訴訟コストが増加すること、判決が調和しない可能性があることや被告が予測できない法廷地で訴えられることなどの問題点が指摘されている⁽⁷¹⁾。また、公共の利益の観点から、訴訟の断片化は、デジタル経済のニーズに適合しないという批判もある⁽⁷²⁾。さらに、著作権の保護に関する手続きが効率的でなければ、EU における個人や企業の創造性を制限し、取引を妨げる恐れがある⁽⁷³⁾。この点について立場を示した判例も、EU 構成国ではいくつか存在する。例えば、オランダ最高裁判所 (*Hoge Raad*) は、*Inertlus* 事件において、いくつかの構成国で行われた知的財産権の侵害を含む訴訟を併合して審理する実務的な必要性について強調した⁽⁷⁴⁾。

さらに、CJEUがモザイク理論を採用する際の根拠としての著作権の属地主義の原則をめぐる議論も存在する。とりわけ、経済とインターネットのグローバル化によって、「訴訟手続の効率の促進」は、国際私法における一つの原則として、知的財産権に固有の属地主義の原則を制限する可能性があるという見解が主張されてきた。⁽⁷⁵⁾

5 ターゲット理論⁽⁷⁶⁾

ターゲット理論は、一般的に、申し立てられた侵害が法廷地の公衆に対して意図的に向けられている場合に限り、当該侵害に関する法廷地裁判所の管轄権が認められると説明されている。

EUの判例法において、この理論は、とりわけ、実質法レベルでは知的財産権侵害の特定や国際私法レベルではブリュッセルIa規則第一七条一号(c)⁽⁷⁷⁾ (旧一五条)〔消費者事件における管轄〕およびローマI規則第六条一号(b)〔消費者事件に関する準拠法⁽⁷⁸⁾〕の解釈において採用されている。実質法に関する判例として、国家商標およびEU商標に関する *I'Oréal and Others* 事件⁽⁷⁹⁾、著作物の頒布権侵害に関する *Donner* 事件やデータベースにおける *sui generis* 権侵害に関する *Football Dataco* 事件⁽⁸¹⁾などが挙げられる。また、国際裁判管轄に関する判例として、消費者契約に関する *Pammer* 事件およびEU商標権侵害に関する *AMS Neue* 事件⁽⁸³⁾などが挙げられる。そのほか、EU構成国でも、知的財産権侵害の国際裁判管轄についてターゲット理論を採用した判例が幾つか存在する。⁽⁸⁴⁾

CJEUは、ブリュッセルIa規則第一七条一号(c)の適用が問題となった *Pammer* 事件裁定において、ターゲット理論を採用し、アクセス可能性基準のみによって裁判所の管轄権を肯定することを明確に否定した。⁽⁸⁵⁾ CJEUは、第一七条一号(c)が弱者としての消費者に特別な保護を与えることを目的としているにもかかわらず、取引の手段としてのウェブサイトを利用することのみによって、消費者の住所地の裁判所に管轄権を認めるのは望ましくないと説明している。⁽⁸⁶⁾ すなわち、消費者保護に傾いた第一七条一号(c)の適用においては、事業者側の利益をも考慮する必要がある

ため、消費者と事業者との間で利益衡量がなされている。しかし、著作権侵害の場合には、当事者は、消費者と事業者のような一方当事者が弱者とみなされる関係には当たらず、⁽⁸⁷⁾ *Pinkney* 事件および *Hayduk* 事件において、C J E U は、著作権者と権利侵害者の間における利益衡量によってアクセス可能性基準を制限することは意図していなかった。

ターゲット理論を如何に解すべきかについては、大別して二つの見解がある。多数の裁判所および学者は、ターゲット理論を、ある客観的事実（例えば、出版物が使用される言語や取引の通貨の種類など）に基づき、被告の意図を推測できるような主観的な基準（*subjective criterion*）として捉えている。それに対し、不法行為がある地に意図的に向けられているか否かは、当該行為とその地との客観的な関連性（*objective connection*）を前提とすべきであるという見解がある。⁽⁹⁰⁾ この見解は、とりわけ、アメリカの裁判所がインターネット上の名誉毀損の国際裁判管轄について判断する際に採用されてきた。⁽⁹¹⁾ 例えば、出版物における全趣旨および内容に基づいて、当該行為が、ある地の公衆に意図的に向けられているか否かを判断する。アメリカの学者および幾つかの裁判所の立場からすれば、ターゲット理論は、管轄権の基礎となる「紛争と裁判所の間における最低限の関連性（*minimum contacts*）」が存在しているかを評価する際の一つの基準である。⁽⁹²⁾ E U でも、幾つかの構成国の裁判所がインターネット上の人格権侵害について法廷地と出版物の内容との客観的な関連性を要求している。⁽⁹³⁾

特にインターネットを介した著作権侵害の国際裁判管轄についてターゲット理論の採用が強く主張されるのは、以下の理由による。国際私法の観点からは、同理論は、管轄権を広く認めようとするアクセス可能性基準の下で、侵害行為が意図的に向けられていない国と侵害行為の実質的な影響を受けていない国の裁判所の管轄権を排除することによって、事件を審理できる裁判所の数を制限することを意図している。⁽⁹⁴⁾ そのため、オンラインサービスプロバイダーを含むオンラインユーザーの予測可能性を確保することが可能となる。同時に、潜在的な法廷地の数を制限すること、権利者によるフォーラム・ショッピングの可能性が低下する。また、この理論に基づき管轄権を付与される裁判

所は、侵害行為がその国に（実際のまたは潜在的な）影響を与えているため、紛争自体とより密接な関係を有していると考えられる。⁽⁹⁵⁾ さらに、通常、最も重大な損害は侵害行為が意図的に向けられている国において発生するため、ターゲット理論の適用は訴訟コストおよび訴訟負担を軽減しうる。⁽⁹⁶⁾

他方で、著作権法の観点からすれば、ターゲット理論の採用によって、知的財産権に関する執行手続における著作権者とユーザー（潜在的な侵害行為の行為者）の利益バランスがよりよく維持される。また、同理論は、オンラインサービスプロバイダーの法的安定性と予見可能性を確保しうる。さらに、ここでの利益衡量は、侵害行為がいずれの地に意図的に向けられているかについての立証責任を被告に負わせることで実現されうる。それは、ウェブサイトにへのアクセスと使用について、通常は被告がより多くの情報を持っているからである。⁽⁹⁷⁾

しかしながら、ターゲット理論には、そもそも不法行為がその地に意図的に向けられているか否かをいかなる基準によって判断すべきかという難問が存在する。この点について、既に多くの学者は、ターゲット理論と2001 WIPO Recommendationとの類似性に留意している。⁽⁹⁸⁾ 2001 WIPO Recommendation 第3条は、標識 (sign) の使用が、ある国において商業的效果をもたらすか否かを判断するために、①使用者が当該国で事業を行っているかどうか（または行う予定があるかどうか）、②使用者による商業的活動の水準および性質（例えば、配信の可能性、使用される通貨、住所、電話番号、または国内の他の連絡方法、関係するウェブサイトが使用する国別コードトップレベルドメイン名、使用される言語）などの要素を例示列挙している。学説上、ターゲット理論の判断基準については、2001 WIPO Recommendation 第3条やCJEUまたは国内裁判所における議論などを参照しようとの見解⁽⁹⁹⁾はあるが、国際裁判管轄における「ターゲット」と実質法レベルにおける「ターゲット」（その概念および判断基準を含む）を区別して判断することについてあまり異論はみられない。

また、「ターゲット」となる国や地域が存在しないか、あるいは明確でない場合に結論がどうなるのかについても

問題となる。⁽¹⁰⁾ 例えば、ウェブサイトで英語のような汎用性の高い言語を使用している場合やインターネットサービスの提供者が市場を問わずなるべく広く世界各地のユーザーとの商売を促進しようとした場合などが挙げられる。これらの場合には、全ての国が「ターゲット」となり、アクセス可能であればその地の裁判所の管轄権を認めるという結論が導かれるとの見解がある。⁽¹⁰⁾ さらに言えば、インターネットサービスの提供者は、こうした管轄権を広く認めようとする国際裁判管轄規定の下でのリスクを軽減するために、関係性の薄いあるいは無関係の市場地に対しては、ジオ・ブロッキングなどの方法により、積極的にサービスの提供を制限することが想定される。⁽¹⁰⁾

6 利益の中心理論

CJEUは、インターネット上の人格権侵害に関する *eDate* 事件において、出版物の頒布による人格権侵害とインターネット上の人格権侵害とを区別し、後者の場合に生じた損害を定量化および評価することが困難であることを理由に、モザイク理論を前提として採用しつつ、被害者の利益の中心地にある裁判所が損害の全体について審理する権限を有するとした。⁽¹⁰⁾ その後、*Balçısuyuşunçun* 事件⁽¹⁰⁾ において、CJEUは、インターネットを介した法人に対する人格権侵害の場合に、*eDate* 事件で確立された利益の中心理論の適用を明確にした。⁽¹⁰⁾ また、インターネットを介した名誉毀損に関する *Mittelbayerischer Verlag* 事件⁽¹⁰⁾ において、CJEUは、利益の中心理論の適用について、名誉毀損の疑いがあるコンテンツが直接的に原告のことを言及していることを要件とした。⁽¹⁰⁾

しかしながら、*eDate* 事件で確立された利益の中心理論が知的財産権侵害の場合にも適用されるのかについては、CJEUは、*Wintersberger* 事件⁽¹⁰⁾ においてその適用を明確に否定した。⁽¹⁰⁾ その理由は、知的財産権は、人格権と異なり、商業的性質を有する権利であるため、利益の中心地にある裁判所が全損害を審理するのに最適な裁判所とはいえないことにある。⁽¹⁰⁾

利益の中心理論は、加害者と被害者との間の利益衡量を行っているため、しばしば被害者の利益の中心理論とも呼ばれる。こうした利益衡量は、特にマスメディア対個人の名譽毀損事案において、被害者を弱者として位置付け、被害者保護に傾いている。インターネット上の個人対個人の名譽毀損の場合には、当事者間の力の差がそれほど大きくないが、インターネットの拡散性により、侵害が簡単に行われ、その結果も世界中で容易に発生するため、被害者保護が依然として重要な意義を有している⁽¹¹⁾。

学説上は、*eDate* 事件で確立された利益の中心理論は、著作権侵害の国際裁判管轄については、特定の場合（例えば、ユビキタス侵害や著作人格権侵害など）に適用されるべきであるという見解がある⁽¹²⁾。例えば、ユビキタス侵害の場合には、一定の条件の下で、利益の中心理論を適用することを主張する見解である⁽¹³⁾。その理由は、訴訟を著作権者の利益の中心地に集中させることによって、裁判の効率化を保障し、デジタル経済のニーズに適合させ、当事者および裁判所の予測可能性と法的安定性を高めることにある⁽¹⁴⁾。この見解は、著作権者の利益の中心地を「著作権者が住所を有する国または経済的利益の中心を置く国」と解する⁽¹⁵⁾。さらに、この見解は、「市場効果テスト理論」⁽¹⁶⁾を提示し、同理論が著作権者による経済的利益の中心について判断するのに有益であると主張する⁽¹⁷⁾。すなわち、二つの理論を組み合わせて適用すべきであるという。しかし、*eDate* 事件で確立された利益の中心理論は、加害者と被害者の利益衡量の下で議論されたものであり、著作権侵害における当事者はそれとは異なる。例えば、著作権者が経済力のある会社である場合には、利益の中心理論を適用するのは妥当であるとはいえないため、この見解は、利益の中心地を特定の事案類型ごとの基準として概念化すべきであることを主張する⁽¹⁸⁾。

著作権侵害の国際裁判管轄について、利益の中心理論を採用したEU構成国の判例として、スウェーデン最高裁判所における *Michael Engstrom* 事件判決⁽¹⁹⁾がある。同事件で、スウェーデンに住所を有する *Michael* は、ノルウェーで設立された会社 *Tylden & Co AS* が、ウェブサイト（ノルウェーのトップレベルドメイン名を用いている）において販売さ

れている音楽CDに、自分が著作権を有する画像を使用していることよって、著作権が侵害されたと主張して、*Tylden & Co As*を相手取りスウェーデンの裁判所に訴訟を提起した。本件では、スウェーデンの裁判所がブリュッセルIa規則第七条二号に基づく管轄権を有しているかが主な争点となった。スウェーデン最高裁判所は、著作者人格権に関する国際裁判管轄について、CJEUによる*eDune*事件で確立された利益の中心理論を適用し、スウェーデンの裁判所が著作者人格権侵害による全損害について管轄権を有すると判断した⁽¹²⁾。しかし、著作権の経済的側面に関する侵害については、スウェーデン最高裁判所は、著作権の属地主義の原則により、スウェーデンの裁判所が審理できる範囲をスウェーデンで生じた損害に限定した⁽¹³⁾。

7 複合的アプローチ

前述した個別理論に関する学説上の議論のほか、いくつかの理論を併用して著作権侵害事件の国際裁判管轄権を判断する、いわゆる「複合的アプローチ」は既に多くの国際組織や学者によって立法提案として唱えられてきている。

また、著作権侵害におけるブリュッセルIa規則第七条二号に関する解釈論として、Rebero - van Houtertが複合的アプローチを用いた提案を提出した。同提案は、ブリュッセルIa規則第七条二号の解釈について、まず、著作権侵害一般の場合においては、法廷地裁判所による管轄権を認めるのに、申し立てられた著作権侵害が法廷地国に向けられていなければならないとする(ターゲット理論の適用)。また、この場合において、裁判所の審理範囲が法廷地で生じた損害に限定されるとする(モザイク理論の適用)⁽¹⁴⁾。同提案は、他方で、著作権に関するユビキタス侵害については、法廷地裁判所による管轄権を認めるのに、申し立てられた著作権侵害が法廷地国に向けられていること、かつ、法廷地国で侵害全体と関係で著しく重要な損害が生じたこと(以下「損害の中心地基準」という)を条件とする。また、この場合において、裁判所の審理範囲がEU構成国内で生じた損害および構成国内で行われた侵害行為に限定されると

する。^(四)

三 検 討

本章では、まず第二章で紹介したCJEU判例の立場および学説について分析した上で、ブリュッセルIa規則第七条二号の下での著作権侵害の国際裁判管轄に関する一連の解釈論について分析・検討することとしたい。

(一) 法廷地保護要件

まず、法廷地保護要件の中身に對する批判に関しては、問題となっている著作権が法廷地において保護されているかについては、法廷地実質法に従い判断されるわけではないため、CJEUの立場からすれば、著作権保護に関する国際条約と各構成国における実質法上の差異に立脚した批判は、成り立たない。しかしながら、著作権保護に関する条約ごとに著作権保護の範囲は異なるため、法廷地保護要件の判断根拠とされる国際条約が侵害される著作権の種類をカバーしているか否かについては、条約の趣旨および目的に従ってより緩やかに解釈するほかはない。

次に、国際民事手続法の観点からすれば、知的財産権の属地主義の原則が国際裁判管轄の議論に影響を及ぼすのは、登録を要する知的財産権の成立・移転・効力に関する問題にとどまる。著作権侵害の国際裁判管轄に関するブリュッセルIa規則第七条二号の解釈・適用は、ブリュッセルIa規則前文(6)にいう密接関連性原則、被告の予測可能性および適切な司法運営の原則に従ってなされなければならない。

CJEUが著作権侵害の国際裁判管轄について採用した法廷地保護要件であるが、これは、EU情報社会指令に基づく判断である。それは、法廷地国が結果発生地となる可能性について判断することを主な目的としている。しかし、

国際裁判管轄の有無を判断する際の管轄原因としての結果発生地の特定は、実質法上の問題の検討を前提として行われるべきなのかについては検討を要する。すなわち、侵害された権利が法廷地国の保護を受けているかは実質法上の問題であり、原則的として管轄原因たる結果発生地について判断する根拠とはならないのではないかとこの点である。

この点については、以下の例を挙げて説明する。Xは、甲国を本国とする著作物 α に対し著作権を有している。乙国、丙国、丁国および甲国との間には著作権保護に関する国際条約は締結されていない。乙国に居住するYは、丙国で著作物 α を複製し販売した。また、Yは、その複製物を丁国にある書店を介して、丁国でも販売した。本件で、一般管轄規定によりYの住所地国である乙国の裁判所が管轄権を有することについてはあまり異論がみられない。問題となるのは、丙国および丁国の裁判所が本件について管轄権を有するためには、甲国、丙国および丁国が著作権保護に関する国際条約を締結していることが必要であるか否かである。この問題については、①法廷地保護要件を採用しない場合と、②法廷地保護要件を採用する場合とに分けて検討する。①の場合には、丙国および丁国がYによる販売行為の結果発生地であるとして、丙国および丁国の裁判所は本件販売行為に対し管轄権を有する。まず、丙国および丁国の裁判所による審理については、Yの予測可能性があると考えられる。次に、本件紛争と裁判所の関係性については、著作物 α の複製物が丙国および丁国で販売されたため、事実上の関係性を有すると考えられる。さらに利益衡量の観点からは、Yにとっては、乙国での応訴よりも丙国および丁国での応訴の方が、負担は重いはずであるし、特別管轄規定に基づく丙国および丁国裁判所での審理は本件販売行為に限られているので、当事者の利益バランスの均衡はとられている。このような場合には、仮に甲国、丙国および丁国の間に著作権保護に関する国際条約が締結されているとしても、国際裁判管轄の判断には何ら影響を及ぼさない。一方で、②の場合には、丙国および丁国の裁判所は本件販売行為に対し管轄権を有しないとされる。すなわち、Xは、一般管轄規定により管轄権を有する乙国の裁判所にしか訴訟を提起することができない。利益衡量の観点からは、Xにとっては選択できる裁判所が制限されること

になる一方で、特別管轄規定が役割を果たせなくなる。したがって、国際民事手続法の観点からすれば、法廷地保護要件を採用することはそこまで重要な意義を持たず、特別管轄規定の役割を不当に制限する可能性がある。このようにみてくると、著作権侵害の国際裁判管轄について判断する際には、法廷地保護要件を採用する必要はないといえる。

(I) Bier 規則

Bier 規則は、一般管轄規則と特別管轄規定の関係から議論されていた。すなわち、隔地的な不法行為の場合に結果発生地の裁判所に管轄権を認めることは、紛争と法廷地の密接関連性を確保しつつ、特別管轄規定に役割を果たせることになる。前章で紹介した通り、著作権侵害の場合には、著作権侵害が隔地的属性を有しないことを根拠に Bier 規則を適用すべきではないとする見解や、著作権の種類に応じてそれぞれ隔地的属性を有するか否かによって Bier 規則の適用を決定する見解などがある。そもそも、国際裁判管轄について判断する際に、実質法を根拠に著作権の性質によって結果発生地の存在を否定することは妥当なのであろうか。Bier 規則における「加害行為地」および「結果発生地」は、「損害を与える事実が生じた地」についての解釈であり、それらは紛争とその地にある裁判所との密接関連性を表している。この意味で、結果発生地での「損害 (damages)」は著作権侵害に関する活動に起因して他の地において生じた事実上の結果であると理解されるべきであり、実質法により「損害」が生じたかを先に判断する必要はない。したがって、著作権侵害に Bier 規則を適用することに何ら不都合は生じないともいえる。

Bier 規則および損害発生可能性基準が確立された文脈からすれば、著作権侵害の場合にそれらを適用するのは適切であるとも考えられるが、ユビキタス侵害の場合には、Bier 規則および損害発生可能性基準・アクセス可能性基準をそのまま適用すれば、次に示すような問題が生じるため、さらに、他の理論によって修正することも検討する必要がある。

(三) 損害発生可能性基準・アクセス可能性基準およびモザイク理論

Bier 規則および損害発生可能性基準が確立された当初は、ユビキタス侵害の場面は想定されていなかった。ユビキタス侵害の場合には、*Bier* 規則、損害発生可能性基準・アクセス可能性基準を同時に採用すれば、結果発生地を管轄原因とする競合裁判所が多数生じることになる。これは、国際裁判管轄に関する特別管轄規定が一般管轄規定の例外として、なるべく制限的に解釈されるべきであるという *Mesa* 事件裁⁽¹⁴⁾の立場にも合致しない。そのため、CJEU は、*フォーラム・ショッピング* 防止の観点および競合する多数の裁判所の存在による国際的な判決の不調和を緩和する観点から、*Shawell* 事件裁定で確立されたモザイク理論を著作権侵害の場合にも採用した。もつとも、モザイク理論の採用は、訴訟の断片化（または裁判籍の細分化）をもたらし、適切な司法運営の原則に適合しないことやユビキタス侵害の場合には損害の定量化が困難であることなどは、既に前章で紹介した通りである。

損害発生可能性基準・アクセス可能性基準については、客観的な基準を採用しているため、その適用により管轄権の確定が容易である反面、当事者による予測可能性を確保することができず、多数の競合裁判所が生じることで適切な司法運営にも適しないため、他の基準による制限を合わせて適用すべきであるともいえる。一方で、ユビキタス侵害でない場合には、モザイク理論を適用することにより不都合がないものの、ユビキタス侵害の場合には、モザイク理論はアクセス可能性基準がもたらす問題を根本的には解決できないため、結果発生地の裁判所のうち全損害を審理できる裁判所に管轄権を付与しうる仕組みについても検討する必要がある。

(四) ターゲット理論

前章で紹介した通り、ターゲット理論は、行為のターゲットが明確である場合に適用が限られているため、それを

結果発生地の特定に関する一般的な基準または全損害を審理できる権限を裁判所に付与する基準として用いるのは適切ではないと考える。しかし、ユビキタス侵害において競合する裁判所を制限する方法としてこの理論を用いることには意味がある。すなわち、損害発生可能性基準・アクセス可能性基準の適用について、ターゲット理論を用いることで、法廷地国から侵害された著作物のコンテンツにアクセスできるにもかかわらず、侵害行為が明らかに法廷地国に向けられていなければ、法廷地国は結果発生地国とはみなされない。このように、ターゲット理論を用いることにより、行為者が予測できない結果発生地で訴えられることをある程度は制限できると考える。ターゲット理論の判断基準については、多くの学者が主張するように、行為者の主観的意図を推測できる客観的事実を根拠として判断すべきであろう。

(五) 利益の中心理論

著作権侵害の場合には、大きく分けて著作財産権侵害と著作者人格権侵害という二つの場面がある。前者については、基本的に当事者間には明らかな弱者が存在しないため、利益の中心理論が議論された前提とは異なっている。仮に著作財産権侵害の場合に著作権者の利益の中心理論を採用し、著作権者の利益の中心（多くの場合は当該著作権に関する主な市場活動を行う地となる）が所在する地の裁判所に全損害を審理する権限を付与するとすれば、その地が著作権者の住所地と常に一致することが想定される。このように、利益の中心理論を一般原則として適用することにより、著作権者が容易に自分の住所地で著作権侵害の全損害について訴訟を提起しうるとなれば、被告に過大な負担を負わせる不利益をもたらす可能性がある。それに対し、後者については、人格権侵害と類似する性格を持つため、前述したと同様の理由から、人格権侵害と同様の利益衡量を行うことには意義があらう。

(六) 複合的アプローチ

以上の分析・検討により、著作権侵害におけるブリュッセルIa規則第七条二号の解釈について、*Pinckney*規則の立場をも考えると、さらに複合的アプローチを用いた調整が必要であろう。

Rebero・van Houtertによる案は、①損害発生可能性基準・アクセス可能性基準に対して全面的に拒絶した上で、ターゲット理論の適用を唱えていることと、②ターゲット理論と損害の中心地基準を組み合わせることによって、ユビキタス侵害における競合裁判所の数を制限することを重要視していること、という二つの特徴が見られる。この案によれば、前述した訴訟の断片化という問題について解決することによって適切な司法運営に適い、被告の予測可能性も確保している。しかし、著作権侵害事案においてターゲット理論の適用に関する基準が明確ではない現状の下では、国際裁判管轄に関する唯一の判断基準とすることは妥当でないと考える。

四 結語および今後の課題

以下では、ブリュッセルIa規則第七条二号の下での著作権侵害の国際裁判管轄に関するCJEU判例の判断枠組みや学説上の議論から示唆を得られた点を踏まえつつ、本論文の結論および筆者が考える著作権侵害の国際裁判管轄についての今後の議論の方向性について述べることで、結びの言葉としたい。

ブリュッセルIa規則の第七条二号（不法行為地管轄）は、第四条（被告の住所地による管轄）の一般管轄規定に対する特別管轄規定として位置付けられる不法行為地管轄規定であるため、本来、第七条二号に関する解釈は、なるべく制限的に行うべきであるとされている。ただし、隔地的不法行為の場合において、不法行為に基づく責任は、損害とこ

れを基礎づける事実との因果関係を証明することができる場合にのみ考慮されるため、「結果発生地」や「加害行為地」という連結点の一つについてのみ判断し他の連結点を排斥するのは適切ではないという理由で、不法行為地管轄において加害行為地と結果発生地の双方に管轄が認められる見解（いわゆる「偏在理論」）が一般的に認められた。他方で、不法行為地管轄と被告住所地管轄との関係を考慮して、「結果発生地」による管轄権限のある程度制限するために、「モザイク理論」も採用されてきた。さらに、インターネットを介した不法行為が視野に入ると、「結果発生地」に関する解釈についてアクセス可能性基準が原則として採用された。しかし、こうした不法行為地管轄ルールが裁判籍の細分化という問題をもたらし、適切な司法運営および被告の予測可能性を確保できない。

この問題については、著作権侵害の場合においても同様である。それゆえ、著作権侵害の場合においては、侵害の態様に応じて、不法行為地管轄ルールに修正を加える複合的アプローチを採用することを主張したい。例えば、侵害結果の拡散性を基準にするのであれば、著作権侵害を、A. インターネットを介さない著作権侵害（財産権と人格権を含む）、B. インターネットを介した有体著作物に対する著作権侵害、C. インターネットを介した無体著作物に対する著作権侵害という三つの場合に分類することができる。さらに、D. インターネットを介した著作者人格権侵害を第四の場合とすることも考えられる。

A. インターネットを介さない著作権（財産権と人格権を含む）侵害の場合には、侵害結果の拡散性が相対的に低いため、C J E U判例が採用する *Bier* 規則、損害発生可能性基準およびモザイク理論のような基準を用いて国際裁判管轄権について判断することが考えられる。

B. インターネットを介した有体著作物に対する著作権侵害および、C. インターネットを介して無体著作物に対する著作権侵害の場合には、前述の *Bier* 規則およびアクセス可能性基準のような基準を適用した上で、ターゲット理論に従い、行為が特定の構成国（または複数の構成国）に向けられていることが判断されれば、例外的に

ターゲットとなる国以外の構成国の裁判所の管轄権を否定しうる。さらに、同様の判断結果として複数の結果発生地が存在する場合には、モザイク理論を用いるが、そのうち最も重大な結果が発生した地にある裁判所に全損害を審理する権限を付与することが考えられる。B. インターネットを介した有体著作物に対する著作財産権侵害の場合には、著作物のコンテンツを直接にウェブサイトに載せておらず、インターネット経由で著作物を頒布または譲渡するなどの場面が多いものと想定される。このような場合には、通常、損害の定量化は困難ではなく、最も重大な結果が発生した地を確定することは容易である。しかし、C. インターネットを介した無体著作物に対する著作財産権侵害の場合には、著作物のコンテンツを直接にウェブサイトに載せているため、侵害結果の拡散性が極めて高いものと考えられる。このような場合には、損害の定量化が困難であるため、最も重大な結果が発生した地を判断する際には、事案ごとに個別に評価することを検討する必要がある。

D. インターネットを介した著作者人格権侵害は、インターネットを介した人格権侵害との類似性があるため、こうした場合において、インターネットを介した人格権侵害に関するCJEU判例のように、*Brno*規則、アクセス可能性基準およびモザイク理論のような基準を用いながら、さらに、利益の中心理論のような議論を用いつつ、著作権者の利益の中心地にある裁判所に全損害を審理する権限を付与することが考えられる。

著作権侵害の国際裁判管轄の判断基準については長い間議論されてきた問題であるが、属地主義の原則に解決を求める著作権法の考え方と、実質法ではなく国際民事手続法自体の観点から解決を求める国際私法の考え方との間には大きな差異が存在するため、その点に関する広く一致した見解は依然として存在しないように見える。また、ユビキタス侵害の場合に、伝統的な不法行為地管轄規定をそのまま適用すれば、多くの問題が生じうる。その解決のための示唆を得る目的で、今後は更なる比較法研究を行い、EU法だけでなく、日本法をも視野に入れて、最適な解釈論または立法論を提示することが重要であろう。

- (1) Case C-170/12 *Peter Pinckney v. KDG Mediatech AG* [2013] ECLI:EU:C:2013:635.
- (2) Case C-387/12 *Hi Hotel HCF SARL v. Uue Spoering* [2014] ECLI:EU:C:2014:215.
- (3) Case C-441/13 *Pea Hejduk v. EnergieAgentur NRW GmbH* [2015] ECLI:EU:C:2015:28.
- (4)ブリュッセルIa規則第七条二号(改正前はブリュッセルI規則第五条三号)に関するCJEU先決裁定を紹介した文献として、岡本善八「わが国際私法事件におけるEEC裁判管轄条約(二)同志社法学第二九巻五号(一九七八)二三頁以下、石黒一憲「国境を越える環境汚染」(木鐸社、一九九二)八七頁以下、中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所一九九五年三月七日判決について」法学論叢第一四二巻五号〃六号(一九九八)一八一頁、芳賀雅顕「名誉毀損の国際裁判管轄」櫻井雅夫編『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』(信山社、二〇〇二)四三五頁以下、同「名誉毀損の国際裁判管轄」石川明〃石渡哲編『EUの国際民事訴訟判例』(信山社、二〇〇五)九五頁以下、木川裕一郎「ブリュッセル条約五条三号による不法行為地の国際裁判管轄」石川明〃石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』(信山社、二〇〇五)八三頁以下、長田真里「損害多発型不法行為事件における国際裁判管轄——フランスにおける議論からの示唆——」大阪外国語大学国際関係講座編『国際関係の多元的研究——東泰介教授退官記念論文集——』(大阪外国語大学国際関係講座、二〇〇四)三八七頁以下、多田望「不法行為地管轄」国際私法年報一〇号(二〇〇八)四九頁以下、安達栄司「インターネットにおける人格権侵害の国際裁判管轄」国際商事法務第四一巻二号(二〇一三)二八二頁以下、同「インターネット上の名誉・信用毀損事件における国際裁判管轄」上野古稀「現代民事手続の法理」(弘文堂、二〇一三)一八頁、野村秀敏「インターネットによる著作権侵害と国際裁判管轄」国際商事法務第四二巻四号(二〇一四年)六二六頁、横溝大「インターネット上の知的財産権侵害に関する国際裁判管轄」パテント第六九巻一四号(別冊一六号)(二〇一六)一七一頁以下、中村知里「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析(一)〜(六)」法学論叢第一八三巻四号(二〇一八)二八頁、第一八四巻二号(二〇一八)四七頁以下、第一八四巻五号(二〇一九)三〇頁以下、第一八五巻三号(二〇一九)三二頁以下、第一八五巻五号(二〇一九)九二頁以下、第一八六巻一号(二〇一九)四一頁以下、野村秀敏「インターネット上の法人の人格権侵害事件と国際裁判管轄——EU司法裁判所二〇一七年一月十七日判決について——」専修ロージャーナル第一五巻(二〇一九)一頁以下、出口耕自「インターネット名誉侵害における結果発生地」国際法外交雑誌第一一八巻一号(二〇一九)一頁以下、駒田泰士「シンポジウム」深化するインターネット社会と著作権をめぐる国際私法上の課題…論点の整理」著作権研究第四六号(二〇一九)四頁以下、羽賀由利子「シンポジウム」深化す

- るインターネット社会と著作権をめぐる国際私法上の課題：インターネットを介した著作権侵害の国際裁判管轄と準拠法をめぐる欧州の議論」著作権研究第四六号（二〇一九）二〇頁以下、中村進「インターネット上の紛争の裁判管轄に関するEU判例」日本法學第八七巻二号（二〇二二）二六五頁以下などがある。
- (5) Case 21/76 *Handelsvekerij Bier v Mines de Potasse d'Alsace* [1976] ECR 1735, para. 19.
 - (6) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 26. ◯¹⁷ ◯¹⁸ ◯¹⁹ Case C-228/11 *Melzer v. MF Global V. UK Ltd* [2013] EU:C:2013:305, para. 25 の言及も同様。
 - (7) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 30.
 - (8) *Ibid.*, para. 39.
 - (9) The Directive 2001/29/EU of the European Parliament of the Council of 22 May 2001 on the harmonization of certain aspects of copyrights and related rights in the information society (OJ L167, 22. 06. 2001, pp. 10–19)
 - (10) Case C-170/12 *Pinckney*, *supra* note 1, Para. 39.
 - (11) *Ibid.*, Para. 43.
 - (12) *Ibid.*, Para. 44.
 - (13) *Ibid.*, Para. 46.
 - (14) Case C-509/09 *eDate Advertising GmbH v X* and C-161/10 *Olivier Martinez and Robert Martinez v MNG Limited* [2011] ECR I-10269. 人格権侵害に関する法廷地保護要件の判断は、同裁定において直接的と言及されるのではなく、*Wintersteiger* 事件裁定および *Pinkney* 事件裁定において間接的に言及されている。
 - (15) Case C-523/10 *Wintersteiger AG v Products 4U Sondermaschinenbau GmbH* [2012] ECLI:EU:C:2012:220.
 - (16) Case C-360/12 *Coty Germany GmbH v First Note Perfumes NV* [2014] ECLI:EU:C:2014:1318.
 - (17) Case C-618/15 *Concurrence SARL v. Samsung Electronics France SAS and Amazon Services Europe Sarl* [2016] ECLI:EU:C:2016:976.
 - (18) E. Joosts, “Infringement of Foreign Copyright and the Jurisdiction of English Courts”, *European Intellectual Property Review* 1996, 18(3), pp. 127, 139–140; S. Neumann, “Intellectual Property Rights Infringements in European Private International Law: Meeting the Requirements of Territoriality and Private International Law”, *Journal of Private International Law* 2011,

- 7(3), pp. 592-594; H. Schack, "Internationale Zuständigkeit bei Verletzung von Urhebervermögensrechten über Internet", *Neue juristische Wochenschrift* 2013, p. 3630; S. J. Schaafsma, "Internationale bevoegdheid en de grensoverschrijdende inbreuk", *Intellectuele Eigendom en Reclamerecht* 2016, 60, pp. 399-401; R. Pansch, "The Proper Forum for Illicit Acts in Cases of Cross-Border Infringement of Proprietary Commercial Rights. Proposed Interpretations of Article 5, No. 3 of the Brussels Convention", *The European Legal Forum. Forum iuris communis Europae*, 2000, p. 354, note 7; A. Kur, "Article 2:202: Infringement", in: J. Basedow and J. Drexl (eds.), *Conflict of Laws in Intellectual Property. The CLIP Principles and Commentary. European Max Planck Group on Conflict of Laws in Intellectual Property*, Oxford: Oxford University Press 2013, pp. 69-70 commentary 2:204 C04.
- (61) S. Brachotte and A. Nuyts, "Jurisdiction over Cyber Torts in the Brussels I Regulation", in: A. Savin and J. Trzakowski (eds.), *Research Handbook on EU Internet Law*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2014, p. 240; U. Magnus and P. Mankowski (eds.), *European Commentaries on Private International Law: Brussels Ibis Regulation*, Köln: Dr. Otto Schmidt KG 2016, p. 297; A. Nuyts, "Suing at the Place of Infringement: The Application of Article 5(3) of Regulation 44/2001 to IP Matters and Internet Disputes", in: A. Nuyts (ed.), *International Litigation in Intellectual Property and Information Technology*, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International 2008, pp. 121-127.
- (20) J. J. Fawcett and P. L. C. Torremans, *Intellectual Property and Private International Law*, second edition, Oxford: Oxford University Press 2011, p. 163.
- (21) P. A. De Miguel Asensio, "The Private International Law of Intellectual Property and of Unfair Commercial Practices: Convergence or Divergence?", in: S. Leible and A. Ohly (eds.), *Intellectual Property and Private International Law*, Tübingen: Mohr Siebeck 2009, p. 142; R. Pansch, *supra* note 18, p. 355; S. Neumann, "Ubiquitous and multistate cases", in: P. L. C. Torremans (ed.), *Research Handbook on Cross-Border Enforcement of Intellectual Property*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2014, p. 508.
- (22) A. Nuyts, *supra* note 19, p. 123; S. Brachotte and A. Nuyts, *supra* note 19, p. 240; T. B. Larsen, "Wintersteiger v. Coty Prestige: The place of infringement under the forum delicti", *Journal of Intellectual Property Law & Practice* 2018, 13(3), p. 183.
- (23) A. Nuyts, *supra* note 19, p. 123.

- (24) S. Brachotte and A. Nuyts, *supra* note 19, p. 240; A. Nuyts, *supra* note 19, pp. 121–127; T. B. Larsen, *supra* note 22, p. 182.
- (25) R. Pansch, *supra* note 18, pp. 354–355.
- (26) Case C-523/10 *Wintersteiger*, *supra* note 15, para. 30–39; S. Neumann, *supra* note 21, p. 507; T. B. Larsen, *supra* note 22, p. 182.
- (27) Rebero - van Houtert, B. M. W., “Jurisdiction in cross-border copyright infringement cases: rethinking the approach of the Court of Justice of the European Union”, ProefschriftMaken Maastricht, 2020, pp. 189–192.
- (28) A. Strowel, “Towards a European Copyright Law: Four issues to consider”, in: I. A. Stamatouli and P. L. C. Torremans (eds.), *EU Copyright Law: A Commentary*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2014, p. 1135.
- (29) A. Kur and T. Dreier, *European Intellectual Property Law. Text, Cases & Materials*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2013, p. 244, 245, 271, 315; P. Peter and C. Kopp, “Die internationale Zuständigkeit für Immaterialgüterrechtsverletzungen im Internet nach den EuGH-Entscheidungen *Hejduk* und *Pinckney*”, GRUR Int. 2016, p. 235; E. Rosati, *Originality in EU Copyright: Full Harmonization through Case Law*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2013, pp. 1–2.
- (30) J. H. Spoor, D. W. F. Verkade and D. J. G. Visser, *Auteursrecht. Auteursrecht, naburige rechten en databankenrecht*, fourth edition, Deventer: Kluwer 2019, p. 175.
- (31) *Ibid.*; M. M. M. van Eechoud, “Along the Road to Uniformity: Diverse Readings of the Court of Justice Judgments on Copyright Work”, *Journal of Intellectual Property, Information Technology and E-Commerce Law* 2012, 3, p. 76.
- (32) M. M. M. van Eechoud, *supra* note 31, pp. 70–74.
- (33) S. Depreuw and J.-B. Hubin, “Of availability, targeting and accessibility: online copyright infringements and jurisdiction in the EU”, *Journal of Intellectual Property Law & Practice* 2014, 9(9), p. 750.
- (34) R. Cases Vallés, “The requirement of originality”, in: E. Derclaye, *Research Handbook on the Future of EU Copyright*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing, 2009, pp. 102–132; A. Lopez-Tarruella, “The International Dimension of Google Activities: Private International Law and the Need of Legal Certainty”, in: A. Lopez-Tarruella (ed.), *Google and the Law: Empirical Approaches to Legal Aspects of Knowledge-Economy Business Models*, The Hague: T. M. C. Asser Press 2012, p. 123; M. M. M. van Eechoud, *supra* note 31, pp. 69–70; E. Rosati, *supra* note 29, pp. 97–127.

- (35) BGH, Beschl. v. 28.06.2012 - I ZR 35/11; OLG Köln, Urt v. 28.01.2011 - 6 U 101/10; LG Köln, Urt v. 5.05.2010 - 28 O 229/09.
- (36) M. M. M. van Eechoud, “Annotation of C-387/12 HI Hotel/Spoering”, Tijdschrift voor Auteurs-, Media-, en Informatierecht 2014, 4, p. 120.
- (37) Rebero - van Houtert, *supra* note 27, pp. 194-195; Opinion to the Case C-172/18 *AMS Newe* in which Advocate General Szpunar, paras. 68-77.
- (38) Rebero - van Houtert, *supra* note 27, pp. 193-194.
- (39) Case 21/76 *Handelskeukenij Bier v Mines de Potasse d’Alsace* [1976] ECR 1735, para. 19.
- (40) A. Kur, *supra* note 18, pp. 69-70; E. Jooris, *supra* note 18, pp. 139-140; S. Neumann, *supra* note 18, pp. 592-594; S. J. Schaafsma, *supra* note 18, pp. 399-401; H. Schack, *supra* note 18, p. 3630; R. Pansch, *supra* note 18, p. 354, note 7.
- (41) S. J. Schaafsma, *Intellectuele eigendom in het conflictrecht: de verborgen conflicregel in het beginsel van nationale behouding*, Deventer: Kluwer 2009, pp. 275-276; S. J. Schaafsma, *supra* note 18, p. 399; S. Neumann, *supra* note 18, p. 593; P. Goldstein and B. Hugenholtz, *International Copyright. Principle, Law, and Practice*, Oxford: Oxford University Press 2013, pp. 127-130.
- (42) S. J. Schaafsma, *supra* note 18, p. 400.
- (43) A. Kur, *supra* note 18, p. 70, 2:202. C04.
- (44) S. Depreuw and J.-B. Hubin, *supra* note 33, p. 752.
- (45) E. Jooris, *supra* note 18, pp. 127, 139-140; A. Nuyts, *supra* note 19, pp. 126-127; P. L. C. Torremans, “Noot onder het arrest van het Hof van Justitie in de zaak C-441/13, Pez Heiduk tegen EnergieAgentur NRW GmbH.”, Tijdschrift voor het Belgisch Handelsrecht - Revue de Droit Commercial Belge (TBH-RDC) 2., pp. 239-240; S. Neumann, *supra* note 21, pp. 511-515.
- (46) Opinion of AG Jääskinen in the case C-170/12 *Peter Pinckney v. KDG Mediatech AG*, Para. 53; S. Depreuw and J.-B. Hubin, *supra* note 33, p. 751.
- (47) Opinion of AG Jääskinen, *supra* note 46, Para. 55; S. Depreuw and J.-B. Hubin, *supra* note 33, p. 751.
- (48) Case C-167/00 *Henkel* [2002] ECR I 8111.

- (49) *Ibid.*, Para. 46, 47, 48.
- (50) Case C-509/09 *eDate*, *supra* note 14, Para. 51.
- (51) R. Mautlonyte, “Enforcing Copyright Infringements Online: In Search of Balanced International Private Law Rules”, *Journal of Intellectual Property, Information Technology and E-Commerce Law 2015*, 6, para. 10; P. Peter and C. Kopp, *supra* note 29, p. 235; Opinion of AG Jaaskinen, *supra* note 46, Para. 68.
- (52) A. Metzger, “Jurisdiction in Cases Concerning Intellectual Property Infringements on the Internet, Brussels-I-Regulation, ALL-Principles and Max-Planck Proposals”, in: S. Leible and A. Ohly (eds.), *Intellectual Property and Private International Law*, Tübingen: Mohr Siebeck 2009, pp. 255–256.
- (53) M. Müller, “EuGVVO: Deliktserichtsstand bei Teilnahmehandlung in anderem Mitgliedstaat-Hi Hotel”, *EuZW* 2014, p. 434.
- (54) U. Magnus and P. Mankowski (eds.), *supra* note 19, p. 316.
- (55) *Ibid.*, pp. 316–317.
- (56) 「自身のなご管轄権 (empty jurisdiction)」にこつて、多くの原告は、それを法廷地におつて実質的な損害が発生してつたなご状況を強ちのこつてゐる。
- (57) R. Mautlonyte, *supra* note 51, para. 18; S. Depreuw and J.-B. Hubin, *supra* note 33, pp. 763–764; G. G. Georgescu, P. M. Main, D. Vasilie, G. Florescu, “Jurisdiction over cyber torts under Brussels I Bis Regulation”, *Themis Competition* 2016, Semi-Final C, International Judicial Cooperation in Civil Matters-European Civil procedure, p. 18; M. Husovec, “Comment on ‘Pinckney’: Council Regulation (EC) No. 44/2001 of 22 December 2000 on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, Art 5(3) -Peter Pinckney v. KDG Mediatech AG”, *International Review of Intellectual Property and Competition Law* 2014, 45(3), pp. 372–373; P. L. C. Torremans, “Jurisdiction in intellectual property cases”, in: P. Torremans (ed.), *Research Handbook on Cross-Border Enforcement of Intellectual Property*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2014, p. 386.
- (58) S. Brachotte and A. Nuyts, *supra* note 19, p. 252.
- (59) C. Heinze, “A Framework for International Enforcement of Territorial Rights: The CLIP Principles on Jurisdiction”, in: J.

Basedow, T. Kono and A. Metzger (eds.), *Intellectual Property in the Global Arena. Jurisdiction, Applicable Law, and the Recognition of Judgments in Europe, Japan and the US*, Tübingen: Mohr Siebeck 2010, p. 64.

- (60) R. Matulionyte, *supra* note 51, para. 18.
- (61) A. Kur, *supra* note 18, p. 88, 2:203, C09; A. Metzger, *supra* note 52, p. 261.
- (62) Case C-68/93 *Shevill and Others v Presse Alliance* [1995] ERC I-415, para. 31.
- (63) *Ibid.*, para. 32.
- (64) Opinion of AG Leger delivered on 10 January 1995, *Fiona Shevill, Ixora Trading Inc., Chequepoint SARL and Chequepoint International Ltd v Presse Alliance SA*, para. 57; A. Metzger, *supra* note 52, p. 260.
- (65) ホザイン理論に関する評価について、中西・前掲注(4)一八一頁は、同判決とともに「フランス・ドイツにおける学説の状況について詳細を紹介しており、また、中村知里・前掲注(4)法学論叢一八五巻三号三二頁以下は「近年のドイツにおける学説の状況について詳細を紹介している」。
- (66) Case C-170/12 *Peter Pinckney*, *supra* note 1, Para. 46; Case C-387/12 *HI Hotel*, *supra* note 2, para. 39; Case C-441/13 *Pez Hejduk*, *supra* note 3, para. 36, 37.
- (67) J. Smith & H. Newton, “Accessibility (not targeting) is the key to jurisdiction for online copyright infringement”, *European Intellectual Property Review* 2015, 37(7), p. 460.
- (68) Opinion of AG Cruz Villalon delivered on 11 September 2014 in case C-441/13 *Pez Hejduk v. EnergieAgentur. NRW GmbH*, para. 2; 英語「この点に関する学説は「ドイツの侵害者」に過ぎないという見解である」。
- (69) Opinion of AG Cruz Villalon, *supra* note 68, para. 2, 41. 英語「この点に関する学説は「原因事実ブローカー (causal event approach)」に過ぎない」。
- (70) H. Schack, *supra* note 18, pp. 3629-3630; J. von Heim, “Protecting Victims of Cross-border Torts Under Article 7 No. 2 Brussels Ibis: Towards a More Differentiated and Balanced Approach”, *Yearbook of Private International Law*, Vol. 16, 2014-2015, p. 271.
- (71) P. A. De Miguel Asensio, *The Networked Information Society: Territoriality and Beyond, Conference Paper*, Annual Kyushu University Law Conference-Fukuoka, 2010, p. 6; T. Kono and P. Jurcsy, “Jurisdiction over Ubiquitous Copyright Infringements:

- Should Right-Holders be Allowed to Sue at Home?, *Kyushu University Legal Research Bulletin* 2015, 5, pp. 12, 27-28. A. Metzger, *supra* note 52, pp. 260-261, M. Müller, *supra* note 53, p. 435; S. Neumann, *supra* note 21, p. 509.
- (72) T. Kono and P. Jurcys, *supra* note 71, p. 38.
- (73) T. Solley, "The Problem and the Solution: Using the Internet to resolve Internet Copyright Disputes", *Georgia State University Law Review* 2008, 24(3), pp. 813-842.
- (74) *Hoge Raad* 24 November 1989 *Inerluis v. Lincoln*, para. 4. 2. 4; *Hoge Raad* 21 February 1992 *NB International BV v. Martel*.
- (75) A. Kur, "Are there any Common European Principles of Private International Law with regard to Intellectual Property", in: S. Leible and A. Ohly (eds.), *Intellectual property and Private International Law*, Tübingen: Mohr Siebeck 2009, p. 6; T. Kono and P. Jurcys, *supra* note 71, p. 29.
- (76) 同理論文「指向性活動メメローチ (directive activities approach)」の序言部分。
- (77) See Cases C-585/08 and C-144/09 *Pammer and Hotel Alpenhof* [ECLI:EU:C:2010:740 Para. 74].
- (78) ローマー規則第六条〔消費者事件に関する準拠法〕は、「……(1)(b)にかなる方法であれ、消費者が常居所を有する国又はその国を含む複数の国に事業活動を振り向けており、かつ、当該契約が当該事業活動の範囲に入っていないなければならない」と定める。条文の和訳は、高橋宏司「契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則（ローマー規則）——4つの視点からのローマ条約との比較」国際私法年報第一三号（二〇一一）一二頁参照。
- (79) CJEU Case C-324/09 *L'Oréal and Others* [2011] ECLI:EU:C:2011:474, para. 65.
- (80) CJEU Case C-5/11 *Donner* [2012] ECLI:EU:C:2012:370, para. 27.
- (81) CJEU Case C-604/10 *Football Dataco Ltd and Others v Yahoo! UK Ltd and Others* [2012] EU:C:2012:115; Case C173/11 *Football Dataco Ltd and Others Sportradar and others* [2012] ECLI:EU:C:2012:642, para. 36.
- (82) Cases C-585/08 and C-144/09 *Pammer*, *supra* note 77.
- (83) Case C-172/18 *AMS New Ltd and Others v. Heritage Audio SL, Pedro Rodriguez Arribas* [2019] ECLI:EU:C:2019:674.
- (84) OLG Köln, Beschl. v. 30.10.2007 - 6 W 161/07, para. 5; HR, 07-12-2012, nr. 11/03520; BGH, Urt v. 13.10.2004 - I ZR 163/02; Cour de Cassation, civile, Chambre commerciale 13 juillet 2010, N° de pourvoi: 06-20-230; Cour de Cassation, civile, Chambre commerciale, 23 Novembre 2010, N° de pourvoi: 07-19-543; Cour de Cassation, civile, Chambre commerciale 29

- mars 2011, N° de pourvoi: 10-12272.
- (58) Cases C-585/08 and C-144/09 *Pammer supra* note 77, Para. 94.
- (59) *Ibid.*, Para. 72.
- (60) U. Maunsbach, “Information society perspectives on choice of law and jurisdiction-party autonomy in transition, in: A. Savin and J. Trzakowski (eds.), *Research Handbook on EU Internet Law*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing 2014, p. 219.
- (61) BGH, Urt v. 12.12.2013 – I ZR 131/12, NJW 2014, 2504; BGH, Urt v. 30.03.2006 – I ZR 24/03, IPRax 2007, 446; BGH, Urt v. 29.04.2010 – I ZR 69/08, BGHZ 185, 291.
- (62) P. A. De Miguel Asensio, *supra* note 21, p. 142; S. Depreuw and J.-B. Hubin, *supra* note 33, pp. 753-56, 764; Eva Lein, in Andrew Dickinson and Eva Lein (eds.), *The Brussels I Regulation Recast* (OUP 2015); Mankowski in Magnus and Mankowski (eds.), *Brussels Ibis Regulation*, Otto Schmidt 2017, Art. 7, pp. 350-359; Peter Stone, “Territorial Targeting in EU Private Law”, *Information & Communications Technology Law* 2013, 22 (1), pp. 22-23.
- (63) M. Reymond, “Jurisdiction in case of Personality Torts Committed over the Internet: A Proposal for a ‘Targeting Test’”, in: A. Bonomi and G. P. Romano (eds.), *Yearbook of Private International Law. Volume XIV (2012/2013)*, Munich: Sellier European Law Publishers 2013, pp. 217-221; D. J. B. Svantesson, *Private International Law and the Internet*, third edition, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International 2016, pp. 365-368.
- (64) *Young v New Haven Advocate* 315 F3d 256 (4th Cir 2002) 263.
- (65) 萩瀬マコト H. Hestemeyer, “Personal Jurisdiction for Internet Torts: Towards an International Solution?”, *Northwestern Journal of International Law & Business* 2006, 26(2), pp. 279-288; K. A. Meehan, “The Continuing Conundrum of International Internet Jurisdiction”, *Boston College International and Comparative Law Review* 2008, 32(2), p. 358; 萩瀬マコト H. Hestemeyer, “Stewart v. Vista Point Verlag”, 56 U. S. P. Q. 2d 1842 (S. D. N. Y. 2000); ALS Scan, Inc. v. Digital Service Consultants, Inc. 293 F. 3d 707 (4th Cir. 2002). 萩瀬マコト H. Hestemeyer.
- (66) BGH, Urt v. 29.03.2011 – VI ZR 111/10, NJW 2011, 2059; BGH, Urt v. 25.10.2011 – VI ZR 93/10, BGHZ 191, 219; BGH, Urt v. 02.03.2010 – VI ZR 23/09, BGHZ 184, 313; Harrods v Dow Jones [2003] EWHC 1162 (QB), 43.
- (67) See Uta Kohl, “Conflict of Laws and the Internet”, in Roger Brownsword, Eloise Scotford, and Karen Yeung (eds.), *The*

- Oxford Handbook of Law, Regulation, and Technology*, OUP 2017, pp. 269, 278-280, Kohl, "Jurisdiction in Cyberspace", in Nicholas Tsagourias and Russell Buchan (eds), *Research Handbook on International Law and Cyberspace*, Edward Elgar 2015, pp. 44-47.
- (95) R. Matulionyte, *supra* note 51, para. 21; S. Brachotte and A. Nuyts, *supra* note 19, pp. 240-241; M. M. M. van Echoudt, "De grensoverschrijdende inbreuk. Daad, plaats en norm na Football Dataco & Pinckney", *Tijdschrift voor Auteurs-, media- & informatierecht* 2013, 6, p. 176; Case C-172/18 *AMS New Ltd and Others*, *supra* note 83, para. 57. [☞](#)[☞](#)[☞](#)
- (96) S. Depeeuw and J.-B. Hubin, *supra* note 33, p. 764.
- (97) R. Matulionyte, *supra* note 51, para. 21.
- (98) See "Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Marks, and Other Industrial Property Rights in Signs, on the Internet", adopted by the Paris Union for the Protection of Industrial Property and WIPO, between 24 September and 3 October, 2001 (2001 WIPO Recommendation).
- (99) A. Kur, *supra* note 18, pp. 80-81, 2:202 N07; Heinze, *supra* note 59, p. 67.
- (100) R. Matulionyte, *supra* note 51, para. 24.
- (101) Alex Mills, "The Law Applicable to Cross-Border Defamation on Social Media: Whose Law Governs Free Speech in 'Facebookistan'?", *Journal of Media Law* 2015, 7(1), p. 24, 34.
- (102) Ohly, "Choice of Law in the Digital Environment-Problems and Possible Solutions", in Drexl and Kur, *Intellectual Property and Private International Law: Heading for the Future*, Oregon: Hart Publishing 2005, p. 255; R. Matulionyte, *supra* note 51, para. 24.
- (103) R. Matulionyte, *supra* note 51, para. 25.
- (104) Case C-509/09 *eDate*, *supra* note 14, para. 46.
- (105) Case C-194/16 *Bolagsupplysningen OÜ and Ingerd Isjan v. Svensk Handel AB* [2017] ECLI:EU:C:2017:766. 同裁定を紹介する日本語文献として、野村・前掲注(4)専修ローシジャーナル(二〇一九)第一五巻一頁以下がある。
- (106) Case C-194/16 *Bolagsupplysningen*, *supra* note 105, Para. 44.
- (107) Case C-800/19 *Mittelbayerischer Verlag KG v SM* [2021] ECLI:EU:C:2021:489.

- (108) *Ibid.*, Para. 36, 37.
- (109) Case C-523/10 *Wintersteiger*, *supra* note 15, para. 25, 28.
- (110) Case C-523/10 *Wintersteiger*, *supra* note 15, para. 24. See the Opinion of Advocate General Cruz Villalón delivered on 16 February 2012 in the case C-523/10 *Wintersteiger AG v Products 4U Sondermaschinenbau GmbH*, para. 20.
- (111) I. Roth, “Die internationale Zuständigkeit deutscher Gerichte bei Persönlichkeitsrechtsverletzungen im Internet” (Peter Lang, 2007), pp. 198–199, 274.
- (112) T. Kono and P. Jurcys, *supra* note 71, pp. 1–33; U. Maunsbach, “Copyright in a Borderless Online Environment-Comments from a Swedish Horizon”, in: J. Axhann (ed.), *Copyright in a Borderless Online Environment*, Stockholm: Norstedts Juridik 2012, pp. 56–57.
- (113) T. Kono and P. Jurcys, *supra* note 71, pp. 1–33.
- (114) *Ibid.*, pp. 28–32.
- (115) *Ibid.*, p. 28.
- (116) 「市場効果テスト理論」は、「ターゲット理論」と類似する理論である。同理論は、「アクセス可能性、言語、ドメイン名、ヒット数、サーバー／PCの場所、および侵害された著作物の潜在的な市場への影響などの要素を考慮し、法廷地が当該紛争との関係性を有しているかを判断する」となびきるため、「利益の中心理論の最低限の基準 (de minimis threshold) として意味がある」。See T. Kono and P. Jurcys, *supra* note 71, pp. 30–31.
- (117) T. Kono and P. Jurcys, *supra* note 71, p. 30.
- (118) *Ibid.*, p. 31.
- (119) The Swedish Supreme Court in the case *Michael Engström v. Tylden & Co AS (Norway)*, NJA 2012 s 483 decided on 4 July 2012.
- (120) U. Maunsbach, “Jurisdiction in Relation to Online Cross-border Infringements: The Code and the Law”, in: D. J. B. Swanson and S. Greenstein (eds.), *Internationalisation of Law in the Digital Information Society, Nordic Yearbook of Law and Informatics 2010–2012*, Copenhagen: Ex Tuto Publishing, p. 191.
- (121) *Ibid.*

- (122) Rebero - van Houert, *supra* note 27, Chapter 8 (8. 4).
- (123) *Ibid.*
- (124) Case C-228/11 *Melzer*, *supra* note 6, Para. 24.

儲 安然 (チヨ アンゼン)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域 国際私法

主要著作

「中国における国際的な著作権侵害訴訟に関する国際裁判管轄及び準拠法選択について」『法学政治学論究』第二二六号(二〇二〇年)

「著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州連合司法裁判所の判例についての一考察」『法学政治学論究』第一三四号(二〇二二年)